

平成 22 年 3 月  
水道における微生物問題検討会

## 水道における微生物問題検討会 公開の取扱いについて（案）

### 1. 水道における微生物問題検討会運営要領における規定

水道における微生物問題検討会（以下「微生物問題検討会」という。）の運営要領（参考資料1）において、「4. その他（3）検討会の公開の扱いについては、検討会において決定する。」と規定されている。

しかしながら、これまでその扱いについては、明確に定められていないことから、今回、今後の微生物問題検討会の公開の扱いについて定めるものである。

### 2. 逐次改正検討会の公開の取扱いについて

厚生労働省健康局水道課長が設置する各種検討会は、個人情報保護等の特別な理由が無い限り、基本的には公開とすることとしている。

微生物問題検討会は、これに従い、検討会を原則として公開することとし、開催予定、委員の氏名・職業、会議資料、議事要旨についても併せて公開することとする。

その他、微生物問題検討会に係る公開の取扱いに関し必要な事項については、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が定めることとする。